

## 第56回定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

●会計監査人の状況	1 ページ
●業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況	2 ページ
●会社の支配に関する基本方針	4 ページ
●剰余金の配当等の決定に関する方針	4 ページ
●連結株主資本等変動計算書	5 ページ
●連結注記表	6 ページ
●株主資本等変動計算書	13 ページ
●個別注記表	14 ページ
●連結計算書類に係る会計監査報告	17 ページ
●計算書類に係る会計監査報告	19 ページ
●監査等委員会の監査報告	21 ページ

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様に電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

## 会計監査人の状況

(1) 名称 RSM清和監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	28,650千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,650千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計金額を記載しております。  
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることいたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

該当事項はありません。

(6) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

#### ①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人は「パーパス」「バリュー」並びにコンプライアンス規程に規定された行動倫理規範に基づき、法令、定款その他社内規程等の遵守及び企業倫理の遵守に努める。
- (2) コンプライアンス委員会規程に基づき、当社及び子会社の代表者で構成するコンプライアンス委員会を組織して、社内の隅々に至るまで法令遵守と企業倫理遵守の徹底に努める。
- (3) 内部監査部門がコンプライアンス体制の運用状況を監査、検証し、その結果を代表取締役、取締役会及び監査等委員会に報告する。
- (4) 社内研修等の機会を通じて、コンプライアンスの重要性に関する周知、徹底を図り、定期的にコンプライアンス体制のチェックを行い、改善すべき点の洗い出しを行う。
- (5) 反社会的勢力による不当要求等への対応を所管する部署を定め、事案発生時の報告及び対応に係る規程等の整備を行い、社会の一員として市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、反社会的勢力には警察等関連機関とも連携し毅然とした態度で対応する。

#### ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 法令及び文書管理規程その他の情報管理に係る社内規程に従って文書作成及び情報の管理・保存・廃棄を行う。
- (2) 情報管理規程に定める管理責任者は情報管理体制を整備し、法令等に則り必要な情報開示を行う。
- (3) 取締役の職務執行に係る情報の文書作成・保存・管理状況について、監査等委員会の監査を受ける。

#### ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 情報管理規程において重要事実に関する報告義務が全従業員に課せられている。
- (2) 内部監査部門が定期的に各部署に対する内部監査を行い、多額の損失発生のリスク管理について改善すべき点があれば指摘し、その結果を代表取締役、取締役会及び監査等委員会に報告する。
- (3) 代表取締役社長は、多額の損失発生のリスク管理状況を取締役会に定期的に報告する。
- (4) 取締役会が把握している多額の損失発生のリスク状況に関しては、法令等に従い、適切な開示を行う。

#### ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 定時取締役会を原則として月一度開催するほか、定時以外においても決裁又は報告の必要な事案が生じた場合は、適宜臨時取締役会を開催する。
- (2) 取締役会は、業務執行の計画立案、審議、並びに進捗管理を行うことを目的として執行役員会議を設置し、定期的に開催する。
- (3) 事業部門ごと、使用人の役職に応じて定められた業務分掌に基づき業務執行することにより、機動的かつ統制の効いた執行体制を確立し、取締役会における意思決定の適正化、効率化を図る。

#### ⑤次に掲げる体制その他の当社及び子会社から成る企業集団(以下「当社グループ」という。)における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社の取締役、執行役員、業務を執行する社員、会社法 598 条 1 項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者((3)及び(4)において「取締役等」という。)の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制
  - (a) 当社は子会社に、当社が定める関係会社管理規程に基づき、子会社の経営内容を的確に把握するため、月次の予実管理表、四半期毎の決算資料及び必要に応じて関係資料等の提出を求める。
  - (b) 当社は子会社に、当社の取締役(監査等委員であるものを除く)又は監査等委員が出席する取締役会を定期的に開催し、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について当社に報告することを求める。
- (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (a) 当社は子会社に、リスクの発生防止と発生したリスクに対しての適切な対応を行うことにより、会社損失の最小化を図るよう求める。
  - (b) 当社は子会社に、法令等の違反行為等、当社グループに著しい損失を及ぼす恐れのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の取締役へ報告する体制を構築するよう求める。

- (3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (a) 当社は子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、子会社経営の適正かつ効率的な運営に資するため、子会社に基本方針及び業務遂行に必要なルールの策定を求める。
  - (b) 当社は、定期的に開催される子会社の取締役会において、経営に関する重要事項について、関係法規、経営判断の原則及び善良なる管理者の注意義務等に基づき決定を行うとともに、定期的に職務の執行状況等について報告することを求める。
- (4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (a) 当社は子会社に、その取締役等及び使用人が子会社の策定した基本方針に基づき、社会的な要請に応える適法かつ公正な事業活動に努める体制の構築を求める。
  - (b) 当社は子会社に、コンプライアンスの遵守状況及び内部統制システムの整備・運用状況を確認するため、当社の監査等委員会及び内部監査部門による評価を求める。
  - (c) 当社は子会社に、法令等の違反行為その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るために社内通報窓口制度を導入し、利用することを求める。

**⑥監査等委員会がその職務の補助をすべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する体制、及び当該使用者の取締役（監査等委員であるものを除く）からの独立性に関する事項**

- (1) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議の上、当該使用者を指名することができる。
- (2) 監査等委員会が指定する補助すべき期間中、当該使用者に関しては監査等委員会に指揮権が移譲したものとして取締役（監査等委員であるものを除く）の指揮命令は受けず、また、監査等委員会の同意なしに、解任することができないものとする。

**⑦次に掲げる体制その他の監査等委員会への報告に関する体制**

- (1) 取締役（監査等委員であるものを除く）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制
  - (a) 情報管理規程に基づき、重要事実に関する情報については、使用人が認識をした場合、管理責任者に通報し、管理責任者が適時監査等委員会へ報告する。
  - (b) 監査等委員は取締役会及び執行役員会議その他の重要な会議に出席し、又、必要に応じて取締役（監査等委員であるものを除く）及び使用人に対し書類の提出を求め、業務執行について報告を受ける。
- (2) 子会社の取締役、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法 598 条 1 項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（本項目において「取締役等」という。）及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制
  - (a) 子会社の取締役等及び使用人は、当社の監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
  - (b) 子会社の取締役等及び使用人は、法令等の違反行為等、当社グループに著しい損失を及ぼす恐れのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の取締役（監査等委員であるものを除く）へ報告を行い、取締役（監査等委員であるものを除く）は監査等委員会に報告を行う。
  - (c) 当社の取締役（監査等委員であるものを除く）及び内部監査部門は、定期的に当社の監査等委員会に対し、子会社における内部統制監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。

**⑧監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社は、監査等委員会への報告を行った当社グループの役員及び使用者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止することを公益通報者保護規程に明記する。

**⑨監査等委員が職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

監査等委員からその職務の執行について生ずる費用の前払等の請求があったときは、経営管理部門において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

## **⑩その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- (1) 代表取締役は、監査等委員会と定期的に意見交換を行う。
- (2) 監査等委員会は会計監査人と連絡会を開催し、定期的に情報交換を行う。
- (3) 監査等委員会と内部監査部門との連絡会を開催し、定期的に情報交換を行う。
- (4) 監査等委員会が必要に応じて弁護士等の外部の専門家に相談できる体制を確保する。

**⑪本方針は常時見直しを行い、より適切な内部統制システムの整備に努めるものとする。**

## **(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### **①重要な会議の開催状況**

原則として月1回の定時取締役会及び適宜臨時取締役会を開催することとしておりますところ、2024年1月1日から2024年12月31日の間に計12回の取締役会を開催いたしました。また、取締役会が権限委譲する業務執行に関する事項の決議または報告、計画立案、審議、並びに進捗管理を行うことを目的として設置している執行役員会についても、定期的に開催をいたしました。

### **②コンプライアンスに関する取組み**

当社の全部門を網羅するコンプライアンス委員会を定期的に開催しております。また、内部監査部門がコンプライアンス体制の運用状況を監視、検証し、その結果を代表取締役社長及び監査等委員会に報告しております。

### **③子会社の経営管理状況**

2024年12月31日現在における当社子会社は3社であり、各社取締役および監査役を当社取締役が兼職しております。子会社においては、当社取締役が参加する取締役会を原則月1回開催しており、営業成績や財務状況その他の重要な情報の報告を受けております。

### **④監査等委員会と内部監査部門の連携状況**

監査等委員会と内部監査部門は日常的に情報交換を行っているほか、内部監査部門担当者が監査等委員会にオブザーバーとして適宜参加し、内部監査結果の報告等を行っております。

## **会社の支配に関する基本方針**

該当事項はありません。

## **剰余金の配当等の決定に関する方針**

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題と認識しており、経営成績及び財務状況、中長期的な事業拡大に必要な内部留保など、その見通しに応じた適切な利益還元策を柔軟に検討し、実施することを基本方針としております。

当事業年度におきましては、上記方針に基づき、財務状況並びに業績等を総合的に勘案し、2025年2月14日開催の取締役会にて、1株当たり11円の期末配当を実施する決議をさせていただきました。2024年8月26日に実施済みの中間配当1株当たり8円とあわせまして、年間配当は1株当たり19円となります。

なお、2024年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、1株当たり配当額は当該株式分割後の実際の金額を記載しております。

**連結株主資本等変動計算書** (2024年1月1日から2024年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2024年1月1日 残高	222,543	338,135	2,338,072	△259,440	2,639,310
連結会計年度中の変動額					
新 株 の 発 行	17,158	17,158			34,317
自己株式の処分				20,333	20,333
剰 余 金 の 配 当			△341,245		△341,245
親会社株主に帰属する当期純利益			999,210		999,210
連結子会社株式の売却による持分の増減		1,976			1,976
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	17,158	19,135	657,965	20,333	714,592
2024年12月31日 残高	239,701	357,270	2,996,038	△239,107	3,353,903

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
2024年1月1日 残高	2,947	2,947	-	2,642,258
連結会計年度中の変動額				
新 株 の 発 行				34,317
自己株式の処分				20,333
剰 余 金 の 配 当				△341,245
親会社株主に帰属する当期純利益				999,210
連結子会社株式の売却による持分の増減				1,976
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△1,872	△1,872	5,781	3,908
連結会計年度中の変動額合計	△1,872	△1,872	5,781	718,501
2024年12月31日 残高	1,074	1,074	5,781	3,360,759

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	3社
連結子会社の名称	株式会社スプラシア 株式会社ニチナン 株式会社ヒラミヤ

全ての子会社を連結しております。

株式会社スプラシアは、2025年1月1日に商号をデジタルエクスペリエンス株式会社に変更致しました。

株式会社ヒラミヤは、2024年10月の株式取得に伴い、連結の範囲に含めております。

#### (2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

#### (3) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### (イ) 有価証券の評価基準及び評価方法

###### ・その他有価証券

市場価格のない株式等 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

###### (ロ) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

###### ・仕掛品

個別法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

###### ・原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### (イ) 有形固定資産

（リース資産を除く） 定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 6～33年

機械装置及び運搬具 4～8年

工具、器具及び備品 2～15年

###### (ロ) 無形固定資産

（リース資産を除く） 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、各社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

###### (ハ) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

##### ③ 重要な引当金の計上基準

###### (イ) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

###### (ロ) 賞与引当金

使用人に対する賞与の支給に備えるため、翌連結会計年度支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

###### (ハ) 工事補償引当金

工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、過去の補修実績に基づく将来の見積補償額を計上しております。

###### (ニ) 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における手持受注工事のうち損失の発生が見込まれ、かつその金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

###### (ホ) 株式給付引当金

株式給付信託（J-ESOP）による当社株式の交付に備えるため、株式給付規程に基づき、従業員に割り当てられた資格等級金額に応じた株式の支給見込額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

収益及び費用の計上基準について、「8. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので記載を省略しております。

⑤ のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては、7年で償却をしております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

(イ) 外貨建の資産及び負債の  
本邦通貨への換算基準  
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(ロ) 退職給付に係る会計処理  
の方法  
小規模企業等における簡便法の採用  
連結子会社である株式会社ニチナンは、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(重要な会計上の見積り)

固定資産の減損損失

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
減損損失	一千円
有形固定資産	685,251千円
無形固定資産	176,024千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ 算出方法

当社グループは、固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。回収可能価額は使用価値と正味売却価額のいずれか高い方で測定し、使用価値は見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間価値等を反映した税引前の割引率を用いて現在価値に割り引いて算定しています。将来キャッシュ・フローは、将来の予測に関する経営者の評価と過去実績に基づき、外部情報及び内部情報を使用して見積もっております。なお、当連結会計年度において減損の兆候がある資産又は資産グループはないと判断しております。

ロ 主要な仮定

将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、受注見通し及び営業費用の推移になります。

ハ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

上記の見積りには不確実性があり、事業計画や市場環境の変化により、見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

4. 会計上の見積りの変更に関する注記

該当事項はありません。

## 5. 追加情報

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、従業員の帰属意識の醸成や、株価上昇に対する動機づけ等の観点からインセンティブプランの一環として従業員向け報酬制度の株式給付信託（J-ESOP）を導入しております。

### (1) 取引の概要

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。当社は、従業員に対し一定の時期に資格等級金額を付与し、株式給付規程に定められた条件により受給権を取得したときに当該資格等級金額に相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。本制度の導入により、従業員の株価及び業績向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与することが期待されます。

### (2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末における、当該自己株式の帳簿価額及び株式数は142,104千円及び372,500株であります。当連結会計年度末における、期末株式数は16,175,520株であり、期中平均株式数は15,483,237株であります。期末株式数および期中平均株式数は、1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めております。

## 6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	8,061,260株	8,114,260株	一株	16,175,520株

(注) 発行済株式数の増加は、株式分割（1：2）による増加および特定譲渡制限付株式報酬としての新株発行による増加であります。

### (2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	348,083株	347,383株	52,600株	642,866株

(注) 1. 当連結会計年度末の自己株式（普通株式）には、株式給付信託（J-ESOP）の信託財産として保有する当社株式372,500株が含まれております。  
2. 自己株式の数の増加は、株式分割（1：2）による増加であります。  
3. 自己株式の数の減少は、株式給付信託（J-ESOP）から株式給付対象者に給付した当社株式による減少であります。

### (3) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年 2月14日 取締役会	普通株式	214,004千円	利益剰余金	27円	2023年 12月31日	2024年 3月7日
2024年 8月8日 取締役会	普通株式	127,241千円	利益剰余金	8円	2024年 6月30日	2024年 8月26日

(注) 2024年2月14日及び2024年8月8日開催の取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託（J-ESOP）が保有する自社の株式に対する配当金5,748千円及び3,376千円が含まれております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年 2月14日 取締役会	普通株式	174,956千円	利益剰余金	11円	2024年 12月31日	2025年 3月10日

(注) 2025年2月14日開催の取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託（J-ESOP）が保有する自社の株式に対する配当金4,097千円が含まれております。

- (4) 当連結会計年度末日の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数  
該当事項はありません。

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については銀行借入による方針であります。デリバティブ取引は行っておりません。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、回収遅延債権については、個別に把握及び対応を行う体制としております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価を把握し、明細表を作成する等の方法により管理しております。

営業債務である買掛金は、ほぼ全てが2ヶ月以内の支払期日であります。

短期借入金及び長期借入金（原則5年以内）は主に運転資金及び設備投資に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、借入残高の割合は低く、リスクはほとんどないと認識しております。なお、当連結会計年度末現在で、デリバティブ取引の利用残高はありません。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表に含めておりません（（注3）参照）。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額(※)	時価(※)	差額
投資有価証券	1,792	1,792	—
敷金	369,623	358,122	△11,501
資産計	371,415	359,914	△11,501
一年内返済予定の長期借入金	(439,006)	(439,211)	205
リース債務（流動負債）	(5,592)	(6,101)	509
長期借入金	(1,261,310)	(1,260,781)	△528
リース債務（固定負債）	(13,002)	(13,671)	669
負債計	(1,718,910)	(1,719,765)	854

（注1）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注2）「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「買掛金」、「短期借入金」については、短期間で決済されるものであるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注3）市場価格のない株式等は保有しておりません。

## (注4) 長期借入金、リース債務の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年内	1年超 2年内	2年超 3年内	3年超 4年内	4年超 5年内	5年超
長期借入金	439,006	442,000	411,292	404,492	1,992	1,534
リース債務	5,592	5,521	3,273	1,681	1,764	760
合計	444,598	447,521	414,565	406,173	3,756	2,294

## (3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び、重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それぞれのインプットが属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

## ① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他の有価証券				
株式	1,792	—	—	1,792
資産計	1,792	—	—	1,792
該当事項はありません。	—	—	—	—
負債計	—	—	—	—

## ② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	—	358,122	—	358,122
資産計	—	358,122	—	358,122
一年内返済予定の長期借入金	—	439,211	—	439,211
リース債務(流動負債)	—	6,101	—	6,101
長期借入金	—	1,260,781	—	1,260,781
リース債務(固定負債)	—	13,671	—	13,671
負債計	—	1,719,765	—	1,719,765

(※) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

(i) 投資有価証券

活発な市場における相場価格を用いて上場株式を評価しており、レベル1の時価に分類しております。

(ii) 敷金

敷金の時価については、契約期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを国債の利回りなど観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しております。レベル2の時価に分類しております。

(iii) 一年内返済予定の長期借入金、長期借入金

当該長期借入金の元利金の合計額を、債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しております。なお、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(iv) リース債務（流動負債）、リース債務（固定負債）

リース債務の時価については、元利金の合計額を、債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しております。レベル2の時価に分類しております。

## 8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との収益から生じる収益を分解した情報

当社グループの売上高は、主に顧客との契約から認識された収益であり、当社グループの報告セグメントを財又はサービスの種類別に分解した場合の内訳は、以下のとおりです。

(単位：千円)

	エクスペリエンス・マーケティング事業
リアルイベント分野	15,295,031
商環境分野	1,870,671
デジタル分野	936,346
その他の	743,388
顧客との契約から生じる収益	18,845,437
その他の収益	—
外部顧客への売上高	18,845,437

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社及び連結子会社では、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

① リアルイベント分野、デジタル分野、その他事業

リアルイベント分野、その他事業では、展示会出展、イベントプロモーション、商談会、プライベートショー、カンファレンス・セミナー等の事業を行っております。デジタル分野では、動画編集配信プラットフォームやデジタルサイネージ、アプリケーション開発などのITソリューションサービス等の事業を行っております。これらのサービスの履行義務は一定の期間にわたり充足されるものではなく、一時点で充足される履行義務であることから、その支配が顧客に移転した時点で収益を認識しております。顧客による支配の獲得時点は、顧客の検収時と判断しております。展示会やイベントなどのリアルイベントにおける、現場での組立て・設営・開催等の重要なサービスを要する収益は、開催後現場からの撤去をもって収益を認識しております。

② 商環境分野

商環境分野では、公共施設の内装工事や企業のショールームの企画・設計・施工等の事業を行っております。成果物の引き渡し義務を負う請負契約では、契約の履行において、当社グループでコストが発生し、作業が進捗していくことに伴い、当該顧客のためのオーダーメイドなサービスが完成に近づき、顧客が使用できる状態に近づいていくため、商環境分野におけるサービスの進捗度の測定にはインプット法を用いており、プロジェクトの見積総原価に対する連結会計年度末までの発生原価の割合で進捗度を測定する方法に基づいて収益を認識しております。なお、工事期間がごく短い契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

当連結会計年度における顧客との契約により生じた債権、契約資産及び契約負債は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	2,591,205	3,038,954
契約資産	36,015	7,492
契約負債	308,191	201,232

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 216円00銭
- (2) 1株当たり当期純利益 64円54銭

(注) 1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益は、当連結会計年度に行いました株式の分割が当連結会計年度の期首に行われたと仮定してそれぞれ算定しています。

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. 企業結合等に関する注記

(取得による企業結合)

当社は、2024年9月30日開催の取締役会において、株式会社ヒラミヤの全株式を取得し、子会社化することについて決議し、同日付で株式譲渡契約を締結し、2024年10月7日付で全株式を取得しました。

(1) 企業結合の概要

①被取得企業の名称およびその事業の内容

被取得企業の名称：株式会社ヒラミヤ

事業の内容：商業施設の什器・装飾品等の製造、自動車・特殊車両の部品製造

②企業結合を行った主な理由

株式会社ヒラミヤは、金属加工業を主事業としており商業施設の什器・装飾品、特殊車両部品等を製造しております。豊富なノウハウと対応力で顧客ニーズの具現化段階から、制作・設置作業まで一気通貫で対応できることを強みとしています。当社が将来に向けて更なる飛躍と発展を遂げていくために、株式会社ヒラミヤが持つ豊富な知識と、それを活かした提案力・機動力を、当社グループの事業領域に取り入れることによって、クライアントに提供できるソリューションの幅を広げ、より付加価値の高い包括的なソリューションの提供を行っていくことを目指し、子会社化することといたしました。

③企業結合日：2024年10月7日

④企業結合の法的形式：株式取得

⑤結合後企業の名称：変更はありません。

⑥取得した議決権比率：100%

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠：当社が現金を対価として株式を取得したことによるものです。

(2) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価 現金 200百万円

取得原価 200百万円

(3) 主要な取得関連費用の内訳および金額

アドバイザリーに対する報酬・手数料等：28百万円

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法および償却期間

発生したのれんの金額：75百万円

発生原因：取得原価が企業結合時の時価純資産を上回ったため、超過額をのれんとして計上しております。

償却方法および償却期間：定額法、7年

(5) 企業結合日に受け入れた資産および引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産：133百万円 固定資産：57百万円 資産合計：190百万円

流動負債：41百万円 固定負債：24百万円 負債合計：66百万円

12. その他の注記

記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

**株主資本等変動計算書** (2024年1月1日から2024年12月31日まで)

(単位：千円)

資本金	株主資本等変動計算書								
	資本準備金	資本剩余额		利益剩余额			自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剩余额 合計	利益準備金	その他利益剩余额	別途積立金			
2024年1月1日 残高	222,543	340,041	340,041	4,600	110,000	2,095,214	2,209,814	△259,440	2,512,958
事業年度中の変動額									
新株の発行	17,158	17,158	17,158						34,317
自己株式の処分								20,333	20,333
剰余金の配当						△341,245	△341,245		△341,245
当期純利益						861,000	861,000		861,000
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	17,158	17,158	17,158	—	—	519,755	519,755	20,333	574,406
2024年12月31日 残高	239,701	357,200	357,200	4,600	110,000	2,614,969	2,729,569	△239,107	3,087,364

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2024年1月1日 残高	2,947	2,947	2,515,905
事業年度中の変動額			
新株の発行			34,317
自己株式の処分			20,333
剰余金の配当			△341,245
当期純利益			861,000
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△1,872	△1,872	△1,872
事業年度中の変動額合計	△1,872	△1,872	572,533
2024年12月31日 残高	1,074	1,074	3,088,439

## 個別注記表

### 13. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

・子会社株式及び  
関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。

・その他有価証券

市場価値のない株式等

以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

##### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

・原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6年～18年

機械及び装置 8年

車両運搬具 4年

工具、器具及び備品 2年～15年

##### ② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

##### ③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (3) 収益及び費用の計上基準

収益及び費用の計上基準は、「連結注記表 8. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので記載を省略しております。

#### (4) 外貨建の資産及び負債の

本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

#### (5) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

使用人に対する賞与の支給に備えるため、翌事業年度支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

##### ③ 工事補償引当金

工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、過去の補修実績に基づく将来の見積補償額を計上しております。

##### ④ 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における手持受注工事のうち損失の発生が見込まれ、かつその金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

##### ⑤ 株式給付引当金

株式給付信託（J-ESOP）による当社株式の交付に備えるため、株式給付規程に基づき、従業員に割り当てられた資格等級金額に応じた株式の支給見込額を計上しております。

#### (6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

該当事項はありません。

#### 14. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

#### 15. 会計上の見積りに関する注記

(重要な会計上の見積り)

固定資産の減損損失

①当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度	
減損損失	一千円
有形固定資産	490, 199千円
無形固定資産	61, 962千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「3. 会計上の見積りに関する注記 「固定資産の減損損失」 ②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

#### 16. 会計上の見積りの変更に関する注記

該当事項はありません。

#### 17. 追加情報

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

連結注記表の「5. 追加情報」に同一内容を記載しているため、注記を省略しております。

#### 18. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	478, 480千円
(2) 受取手形割引高	-千円
(3) 関係会社に対する金銭債権・債務	
関係会社に対する短期金銭債権	8, 327千円
関係会社に対する短期金銭債務	27, 916千円

#### 19. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	19, 783千円
仕入高	515, 662千円
販売費及び一般管理費	115千円
営業取引以外の取引	166千円

## 20. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数 普通株式 642,866株

(注) 株式給付信託（J-ESOP）の信託財産として所有する株式372,500株を含めて記載しております。

## 21. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

### 繰延税金資産

未払事業税否認	6,302千円
賞与引当金繰入額否認	93,680千円
賞与引当金対応法定福利費否認	15,083千円
工事損失引当金繰入額否認	4,542千円
資産除去債務否認	15,168千円
関係会社株式評価損否認	209,283千円
貸倒引当金繰入額否認	654千円
その他	51,679千円
繰延税金資産小計	396,395千円
評価性引当額	△261,301千円
繰延税金資産計	135,093千円

### 繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△415千円
繰延税金負債計	△415千円
繰延税金資産の純額	134,678千円

## 22. 関連当事者との取引に関する注記

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## 23. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	198円84銭
(2) 1株当たり当期純利益	55円61銭

(注) 1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益は、当会計年度に行いました株式の分割が当会計年度の期首に行われたと仮定してそれぞれ算定しています。

## 24. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 25. 企業結合等に関する注記

(取得による企業結合)

連結注記表の「11. 企業結合等に関する注記」に同一内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 26. その他の注記

記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

# 監査報告

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2025年2月20日

株式会社博展  
取締役会 御中

RSM清和監査法人  
東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 藤 本 亮  
業務執行社員  
指 定 社 員 公認会計士 小 菅 義 郎  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社博展の2024年1月1日から2024年12月31までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社博展及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2025年2月20日

株式会社博展  
取締役会 御中

RSM清和監査法人  
東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 藤 本 亮

業務執行社員 指 定 社 員 公認会計士 小 菲 義 郎

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社博展の2024年1月1日から2024年12月31日までの第56期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

### 監査報告書

当監査等委員会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第56期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証とともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われる 것을을確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のようにして、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。  
②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。  
③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人RSM清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人RSM清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月20日

#### 株式会社博展 監査等委員会

取 締 役 (常勤監査等委員)	田 中 雅 樹	印
社 外 取 締 役 (監査等委員)	山 田 納 志	印
社 外 取 締 役 (監査等委員)	石 塚 陽 子	印
社 外 取 締 役 (監査等委員)	金 森 浩 之	印